

## 住民監査請求の受理及び陳述の実施について

浜松市監査委員は、地方自治法第242条第1項による住民監査請求を令和5年8月21日付けで收受し、同月31日に受理しました。

また、これに伴い、地方自治法第242条第7項及び第199条第8項に基づく請求人及び所管課職員の陳述を実施します。

### 1 請求人

新球場と浜松百年の計を考える市民の会

### 2 請求人の主張する事実

本件住民監査請求では、新野球場建設促進期成同盟会(以下「期成同盟会」という。 )による令和4年12月16日の静岡県知事に対する要望活動に係る当時の市長、市議会議長及び職員8人への旅費(計62,940円。以下「本件旅費」という。 )の支出について、次のとおり主張している。

- ・当時の市長は、期成同盟会は、「浜松市、浜松市議会、浜松商工会議所及び浜松市自治会連合会が一体となって設立したもの」で、「参加に際しては、それぞれの団体における一定の手続を経てご賛同いただいたものと認識」しているとの考えを示している。
- ・しかし、期成同盟会の構成団体の一つである浜松市自治会連合会は、期成同盟会への参加について一定の手続を経ていないことから、当時の市長が認識していた参加要件を満たしておらず、期成同盟会は正当に成立していない。
- ・よって、本件旅費の支出は、正当に成立していない団体に関する必要経費の支出となることから、違法、不当である。

### 3 請求人の請求する内容

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

- ・市長に対し、当時の市長、市議会議長及び職員8人に市が被った損害額の返還請求をするよう勧告すること。

### 4 陳述の実施

#### (1) 実施日等について

- ・日時：令和5年9月21日(木)
  - 第1回 請求人 10時00分開始
  - 第2回 所管課職員 11時00分開始
- ・場所：市役所本館8階 全員協議会室

- ・ 内容：第1回 請求人による請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑  
第2回 監査委員からの質疑

## (2) 一般傍聴について

- ・ 傍聴人の定員：各回10人
- ・ 傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、受付手続をしてください。  
この受付は、各回の陳述の開始15分前から開始し、先着順となります。
- ・ 注意事項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料1)を順守されない方は、退場していただくことがあります。

## (3) 取材を希望される場合について

- ・ 取材される場合は、当日、直接会場へお越しください(会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。)  
※会場の準備の都合上、事前連絡が可能な場合は御連絡をお願いします。
- ・ 撮影は、各回の冒頭のみ可とします。
- ・ 録音は、各回の陳述開始から終了まで可とします。

## 5 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、住民監査請求の收受日の翌日から起算して60日以内(令和5年10月20日まで)に請求人への通知等を行います。

### 住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。